

別表3 住宅に係る判定料金

10%税込金額(税抜金額) [単位:円]

		審査条件	料 金									
一戸建ての住宅	単独申請	型式認定	33,000 (30,000)									
		外皮計算を仕様基準等による場合										
		建築確認申請先がセンターの場合										
		上記以外		44,000 (40,000)								
	併願申請		13,200 (12,000)									
共同住宅等	単独申請	型式認定	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 ・基本料金 88,000 (80,000) ・戸あたり料金 2,200 (2,000) ・共用部料金									
		外皮計算を仕様基準等による場合										
		戸数が6戸以下の場合		<table border="1"> <tr> <td>300㎡以下</td> <td>44,000 (40,000)</td> </tr> <tr> <td>300~1000㎡以下</td> <td>88,000 (80,000)</td> </tr> <tr> <td>1000~5000㎡以下</td> <td>176,000 (160,000)</td> </tr> <tr> <td>5000㎡超</td> <td>264,000 (240,000)</td> </tr> </table>	300㎡以下	44,000 (40,000)	300~1000㎡以下	88,000 (80,000)	1000~5000㎡以下	176,000 (160,000)	5000㎡超	264,000 (240,000)
		300㎡以下		44,000 (40,000)								
	300~1000㎡以下	88,000 (80,000)										
	1000~5000㎡以下	176,000 (160,000)										
5000㎡超	264,000 (240,000)											
上記以外	基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 ・基本料金 110,000 (100,000) ・戸あたり料金 上記と同額 ・共用部料金 上記と同額											
併願申請		基本料金+戸あたり料金×総住戸数+共用部料金 ・基本料金 22,000 (20,000) ・戸あたり料金 1,650 (1,500) ・共用部料金 単独申請と同額										

[別表3 注意事項]

- ※1 住宅と非住宅の複合建築物の判定料は、非住宅部分を別表4で、住宅部分を別表3で、それぞれ算定した額の合算額とする。ただし、兼用住宅については全体の面積により別表4（非住宅用の表）で算定した額とする。（非住宅部分の計算を小規模モデル建物法による場合に限る。）
- ※2 共用部を有しない2住戸のみの共同住宅等の料金は一戸建ての住宅の料金に2を乗じた額とする。
- ※3 共同住宅等の建築物全体について、共用部の審査を行う必要がない場合（長屋、共用部省略等）は、共用部料金をゼロとして計算した額とする。
- ※4 仕様基準等とは、仕様基準及び誘導仕様基準をいう。
- ※5 併願申請とは、次の申請を建築センターに同一時期に申請するものをいう。（審査結果を省エネ適判の審査に利用できる場合に限る。）
設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素認定技術的審査、性能向上計画認定技術的審査、BELS 評価
- ※6 計画変更の料金は当初適用された料金の10分の6の額とする。
ただし、直前の判定を他の機関等から受けている場合は別表3の料金とする。
なお、住宅と非住宅の複合建築物の計画変更で、変更に係る部分が非住宅のみの場合は、住宅部分の判定料金は要さない。
- ※7 軽微変更該当証明申請の証明料金は当初料金の10分の5の額とする。
ただし、直前の判定を他の機関等から受けている場合は別表3の料金とする。
なお、住宅と非住宅の複合建築物の軽微変更で、変更に係る部分が非住宅のみの場合は、住宅部分の判定料金は要さない。
- ※8 センターが適合判定通知書の交付を行った建築物の関係者より再交付の申請があった場合の再交付の料金は、一通につき5,500円（税込）とする。この場合、センターは当該申請者が当該建築物の関係者であることについて書面を持って確認する。

別表4 非住宅に係る判定料金

【モデル建物法】（小規模版を含む。） ※確認申請をセンターに申請する場合の料金表

10%税込金額（税抜金額）[単位：円]

延べ面積（㎡）	用途分類（別表5による）		
	A種	B種	C種
500未満	111,100（101,000）	57,200（52,000）	41,800（38,000）
500～1,000未満	122,100（111,000）	64,900（59,000）	47,300（43,000）
1,000～2,000未満	156,200（142,000）	88,000（80,000）	69,300（63,000）
2,000～4,000未満	217,800（198,000）	132,000（120,000）	108,900（99,000）
4,000～6,000未満	271,700（247,000）	185,900（169,000）	143,000（130,000）
6,000～8,000未満	300,300（273,000）	214,500（195,000）	171,600（156,000）
8,000～10,000未満	343,200（312,000）	251,900（229,000）	194,700（177,000）
10,000～20,000未満	400,400（364,000）	298,100（271,000）	228,800（208,000）
20,000～50,000未満	457,600（416,000）	366,300（333,000）	275,000（250,000）
50,000～100,000未満	572,000（520,000）	446,600（406,000）	343,200（312,000）
100,000～200,000未満	743,600（676,000）	550,000（500,000）	435,600（396,000）
200,000～	1,029,600（936,000）	686,400（624,000）	550,000（500,000）

※確認申請を他機関に申請する場合の料金は表の料金に1.2を乗じた額とする。

【標準入力法（主要室入力法を含む）】

※確認申請をセンターに申請する場合の料金表

10%税込金額（税抜金額）[単位：円]

延べ面積（㎡）	用途分類（別表5による）		
	A種	B種	C種
500未満	211,200（ 192,000）	158,400（ 144,000）	118,800（ 108,000）
500～1,000未満	264,000（ 240,000）	180,400（ 164,000）	148,500（ 135,000）
1,000～2,000未満	316,800（ 288,000）	211,200（ 192,000）	169,400（ 154,000）
2,000～4,000未満	369,600（ 336,000）	254,100（ 231,000）	211,200（ 192,000）
4,000～6,000未満	422,400（ 384,000）	295,900（ 269,000）	250,800（ 228,000）
6,000～8,000未満	475,200（ 432,000）	348,700（ 317,000）	277,200（ 252,000）
8,000～10,000未満	607,200（ 552,000）	422,400（ 384,000）	316,800（ 288,000）
10,000～20,000未満	633,600（ 576,000）	507,100（ 461,000）	369,600（ 336,000）
20,000～50,000未満	739,200（ 672,000）	602,800（ 548,000）	422,400（ 384,000）
50,000～100,000未満	897,600（ 816,000）	718,300（ 653,000）	528,000（ 480,000）
100,000～200,000未満	1,161,600（ 1,056,000）	866,800（ 788,000）	686,400（ 624,000）
200,000～	1,531,200（ 1,392,000）	1,056,000（ 960,000）	844,800（ 768,000）

※確認申請を他機関に申請する場合の料金は表の料金に 1.2 を乗じた額とする。

[別表 4 注意事項]

- ※1 A種、B種、C種の用途分類の適用については別表 5 による。
- ※2 一つの棟にA種～C種の用途分類が複数ある場合は次のとおり適用する。
- ・A種が含まれるときはA種
 - ・A種が含まれず、B種が含まれるときはB種
- ただし、上記適用が著しく不合理であるとセンターが認めた場合は別途判断する。
- ※3 建築物の全てが省エネ計算の対象外の室のみで構成されている場合、又はモデル建物法で計算を行う際にその対象となる室がない場合は、別表 4 によらず一律 22,000 円（税込み）とする。
- ※4 住宅と非住宅の複合建築物の判定料は、非住宅部分を別表 4 で、住宅部分を別表 3 で、それぞれ算定した額の合算額とする。ただし、兼用住宅については全体の面積により別表 4 で算定した額とする。（非住宅部分の計算を小規模モデル建物法による場合に限る。）
- ※5 計画変更の料金は当初適用された料金の 10 分の 6 の額とする。
- ただし、次の場合は別表 4 の料金とする。なお、住宅と非住宅の複合建築物の計画変更で、変更に係る部分が住宅のみの場合は、非住宅部分の判定料金は要さない。
- ・モデル建物法を標準入力法（主要室入力法を含む）に変更等、計算方法を変更して申請する場合
 - ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
 - ・※3 が適用された申請について、その後、省エネ計算を行うことが必要となる場合
- ※6 軽微変更該当証明申請の証明料金は当初料金の 10 分の 5 の額とする。
- ただし、次の場合は別表 4 の料金とする。なお、住宅と非住宅の複合建築物の軽微変更で、変更に係る部分が住宅のみの場合は、非住宅部分の判定料金は要さない。
- ・直前の判定を他の機関等から受けている場合
- ※7 BEST省エネ基準対応ツールにより申請する場合の料金は別途見積りとする。
- ※8 センターが適合判定通知書の交付を行った建築物の関係者より再交付の申請があった場合の再交付の料金は、一通につき 5,500 円（税込）とする。この場合、センターは当該申請者が当該建築物の関係者であることについて書面を持って確認する。

別表5 用途分類

確認申請書四面に記載する用途コードにより以下の分類とする。

分類	適合性判定の対象となる建築物の確認申請四面に記載される用途	用途区分コード
A種	図書館その他これに類するもの	08140
	博物館その他これに類するもの	08150
	美術館その他これに類するもの	08152
	神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160
	老人ホーム、福祉ホームその他 <u>これら</u> に類するもの	08170
	助産所（入所する者の寝室があるものに限る）	08190
	助産所（入所する者の寝室がないものに限る）	08192
	児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。次項において同じ。） （入所する者の寝室があるものに限る。）	08210
	児童福祉施設等（入所する者の寝室がないものに限る。）	08220
	公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230
	診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240
	診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250
	病院	08260
	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバ ッティング練習場	08370
	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
	ホテル又は旅館	08400
	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
	劇場、映画館又は演芸場	08530
	観覧場	08540
	公会堂又は集会場	08550
展示場	08560	
ダンスホール	08590	
個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリッ プ劇場、専ら異性を同伴する客の休憩の用に供する施設、専ら性的好 奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これ らに類するもの	08600	
B種	住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060

B種	幼稚園	08070
	小学校	08080
	義務教育学校	08082
	中学校、高等学校又は中等教育学校	08090
	特別支援学校	08100
	大学又は高等専門学校	08110
	専修学校	08120
	各種学校	08130
	幼保連携型認定こども園	08132
	保育所その他これに類するもの	08180
	巡査派出所	08270
	公衆電話	08280
	郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290
	地方公共団体の支庁又は支所	08300
	税務署、警察署、保健所又は消防署その他これらに類するもの	08330
	マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とするものを除く。）	08440
	飲食店（次項に掲げるもの並びに田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とするものを除く。）	08450
	食堂又は喫茶店	08452
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。）、自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの（田園住居地域及びその周辺の	08456	

	地域で生産された農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものを除く。) で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの (原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。) 又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
	銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	08458
	物品販売業を営む店舗以外の店舗 (前 2 項に掲げるものを除く。)	08460
	事務所	08470
	料理店	08570
	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
	田園住居地域及びその周辺の地域で生産された農産物の販売を主たる目的とする店舗、当該農産物を材料とする料理の提供を主たる目的とする飲食店又は自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの (当該農産物を原材料とする食品の製造又は加工を主たる目的とするものに限る。) で作業場の床面積の合計が 50 平方メートル以内のもの (原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が 0.75 キロワット以下のものに限る。)	08650
C種	公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310
	建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320
	工場 (自動車修理工場を除く。)	08340
	自動車修理工場	08350
	危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360
	自動車教習所	08410B
	畜舎	08420
	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
	自動車車庫	08490
	自転車駐車場	08500
	倉庫業を営む倉庫	08510
	倉庫業を営まない倉庫	08520
	卸売市場	08610
	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
	農産物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの	08630

	農業の生産資材の貯蔵に供するもの	08640
住宅	一戸建ての住宅	08010
	長屋	08020
	共同住宅	08030
	寄宿舍	08040
	下宿	08050
要相談	その他	08990